

財務省告示第二百四十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成十八年五月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年六月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記号	発行の根拠	の法律及びその条項	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行日
利付国庫債券（十年）（第二百七十九回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一	条第一項	法律（平成十二年法律第十八号）国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）	額面金額で千六百三十六億円	千六百四十億四千七百二十万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十八年五月二十五日

十 発行価格

額面金額百円につき百円二十七

十一 利率

年二・〇パーセント

十二 経過利率

年金積立金管理運用独立行政法

の払込み

人の理事長は、払込金額を加え、

次の算式により算出した金額を

第十八号に規定する期日に払い

込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.0}{100} \times \frac{66}{365}$$

十三 初期利子

平成十八年九月二十日を支払期

とし、次の算式により算出した

金額を支払う。ただし、支払期

が銀行休業日に当たるときは、

その翌営業日に支払う(以下、

次号及び第十五号において規定

する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日

を支払期とし、各支払期におい

て、その日以前六月間に属する

利子を支払う。

平成二十八年三月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

十八

払込期日

平成十八年五月二十五日

十七

払場所

十六

償還金額

十五

償還期限

十四

第二期以後の利子